

◎新潟県告示第630号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	変更 事項	旧	新	変更年月日
医療法人社団 愛眼 会 新潟眼科クリニ ック 小出分院	魚沼市稲荷町 1丁目22番地	名称	医療法人社団 愛眼 会 児嶋眼科医院 小出分院	医療法人社団 愛眼 会 新潟眼科クリニ ック 小出分院	平成24年4月1日
新潟県厚生農業協同 組合連合会 柏崎総 合医療センター	柏崎市北半田 2丁目11番3 号	名称	新潟県厚生農業協同 組合連合会 刈羽郡 総合病院	新潟県厚生農業協同 組合連合会 柏崎総 合医療センター	平成24年4月1日
安江調剤薬局	上越市安江1 -2-19	名称	有限会社 ユーワイ メディスン 安江調 剤薬局	安江調剤薬局	平成24年1月20日
五智調剤薬局	上越市五智新 町10-22	名称	有限会社 ユーワイ メディスン 五智調 剤薬局	五智調剤薬局	平成24年1月20日